

第 29 回介護福祉士国家試験

厚生労働省は、平成 28 年 7 月 4 日に「第 29 回 介護福祉士国家試験」の概要を発表しました。第 29 回 介護福祉士国家試験の筆記試験は、平成 29 年 1 月 29 日（日）また、実技試験は、平成 29 年 3 月 5 日（日）に実施される予定です。

今回の介護福祉士試験を受験する方々、また今後介護福祉士を目指す方々へ差し出がましいとは思いますが、経緯及び概要について下記に記します。

昭和 62 年 3 月 23 日に中央社会福祉審議会等福祉関係三審議会の合同企画分科会から出された「福祉関係者の資格制度の法制化について」に基づき、「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）」が第 108 国会において昭和 62 年 5 月 21 日成立、同 5 月 26 日公布されました。

介護福祉士は、同法に基づく国家資格で介護福祉士の名称を用いて、専門的知識と技術をもって、身体上や精神上の障がい等で日常生活を営むのに支障がある人にたいし心身の状況に応じた介護を行い、また、その者とその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業（「ぎょう」と読み、ある種の行為を反復継続的に行うこと）とする者をいう。という事が記されています。

この経緯と概要を読めば「合格する事」がゴールではなく、合格後、身につけた専門知識と技術を遺憾無く発揮して、介護のプロフェッショナル、エキスパートとして、また指導者として活躍する事こそが介護福祉士に課せられた使命である事が分かります。

当所在籍の介護福祉士の方々はもとより、只今猛勉強中の今回受験する方々が合格した暁には、「私は介護福祉士」という誇りと高いプロ意識を持って日々邁進する覚悟で頑張ってもらいたいと思います。

高齢者福祉三原則って障がい者にもあてはまる？！

福祉先進国デンマークにおいて 1982 年、高齢者福祉三原則という考え方が誕生しました。高齢者福祉三原則とは「生活の継続性」「自己決定の尊重」「残存能力の活用」と言われ、障害者福祉に通ずるものが感じられます。この三原則は人としての尊厳や生きる喜びを求めて生まれたものです。「生活の継続性」では、出来れば自宅など住慣れた場所での生活をおくれるように、仮に福祉施設等に入所しても、出来るだけ今までの生活と変わらない様に家具や家族写真など、使っていた物に囲まれた生活を配慮をする事。「自己決定の尊重」では、家や施設において家族や施設の人から一方的に与えるのではなく、自分で出来る限り決められる選択肢を広くしてあげる事で、住む所、食べるもの、着るものなどあげれば限がありませんが、この当たり前の権利を与える事。「残存能力の活

用」では、個人の経験値を社会に活かす為の制度等を整備する事が重要で、「出来る事」がその人の自信に繋がり、その達成感によって生きる意欲が湧いて来るという事です。

テレビなどを観ていると、北欧などでは元気でニコやかなご老人の姿をよく目にします。「さすが福祉大国は違う！」と思わされます。しかしこの元気な笑顔は一夜にして生まれたものではないそうです。昔は、高齢者人口の増加に伴って造られた大型の施設が彼らの生きがいを喪失させるという苦い経験を繰り返し、その反省を活かして、高齢者が人間としての尊厳を保ち続けながら生活する為の福祉改革をして来たそうです。

どの様に制度を変え実現させるかで、高齢者、障がい者の生活は良いものにも悪いものにもなります。高齢者なら定年退職し、時間をどう過ごそうか、人生の最期をいったいどこで迎えればいいのか。若い障がい者なら残されている人生を生きがいを見つけ暮らしていけるのか。そんな悩みを抱えている高齢者、障がい者も大勢いるでしょう。高齢者がどれだけ生き生きと暮らしていけるか、障がい者がいかにして社会で活躍出来るかが他国から見れば日本という国を見極める一つの目安になるのではないのでしょうか。

そして今日、北欧の高齢者福祉を支えているのが「高齢者福祉3原則」というわけです。科学は日進月歩ではありますが、どんな人も今はまだ「老い」をまぬがれる事は出来ませんし、いつ不慮の事故で障がいを負うかは分かりません。すべての人が歳を取ったり、ケガをしたりして当事者になり得るのです。だからこそ皆が支援者として意見を言い、行動しなくてはならないと思うのです。その皆の努力の先に福祉先進国と言われるような日本、そして日本人の豊かな老後、豊かな福祉社会が待っているのではないのでしょうか。

まだまだ活用したい求職・求人台帳

PAM・PAS・PAY・PAH と、事業所が4カ所に増えました。働きたい人などがいたとき、いままでは人事担当者が台帳管理をしてきましたが、事務の効率化を図る為、サービス提供責任者が求職・求人窓口の担当になりました。希望介助の曜日、時間帯や性別等必要情報を伝えて台帳に登録させていただきます。

台帳が皆様に有効活用されることで募集時の対応が迅速に行え3スタッフに大変便利になるかと思います。

利用者様、ヘルパーの皆様には台帳登録と、その後、契約完了時の登録の取り下げをサービス提供責任者にご連絡頂き、いつでも皆様のニーズに応える事が出来る台帳作りを目指して行きたいと思っておりますので、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。